

「新技術等実証制度」（規制のサンドボックス制度）に基づく
新技術等実証計画の認定について

平成 30 年 12 月 26 日

内閣官房 日本経済再生総合事務局

内閣府 大臣官房企画調整課 革新的事業活動評価委員会事務局

1. 「新技術等実証制度」（規制のサンドボックス制度）について

生産性向上特別措置法（平成 30 年 6 月 6 日施行。以下「法」という。）に基づき、新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）が創設されました。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進する制度です。

2. 認定プロジェクトについて

規制のサンドボックス制度について、以下の新技術等実証計画（以下「実証計画」という。）が事業者より主務大臣へ申請されました。申請を受けた主務大臣は、実証計画に対する見解を革新的事業活動評価委員会（以下「委員会」という。）へ送付するとともに、これに対し委員会から通知された意見を踏まえ、以下の実証計画を認定しました。

- ① IoT 社会の実現に向けた高速 PLC（電力線通信）でつながる家庭用機器に関する実証（別添 1）
- ② 診断キットとビデオ通話を組み合わせたインフルエンザ罹患時のオンライン受診勧奨（別添 2）

3. 今後の展望について

実証計画に基づく実証の終了後は、法第 20 条に基づき、当該実証計画に規定された新技術等関係規定を所管する大臣は、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における同様の規制の状況、技術の進歩の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとします。

また、委員会は実証の終了後、当初の評価どおりに当該実証が革新的事業活動の実施につながったかどうかの確認を行います。

【問い合わせ先】

内閣官房 日本経済再生総合事務局

新技術等社会実装推進チーム

内閣府 大臣官房企画調整課

革新的事業活動評価委員会事務局

参事官：中原

担当者：田邊、八牧

電 話：03-5253-2111（内線 84834）

03-3581-0769（直通）

03-3592-2304（FAX）

（規制のサンドボックス制度 政府一元的総合窓口）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/regulatorysandbox.html>